

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	副 主 幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 46 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 26 年 11 月 21 日（金曜日）		開会 15 時 00 分		閉会 16 時 18 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内				事務局	菊井事務局長
		議長					和田副主幹
欠席委員		なし					平川係長
説明員		別紙のとおり		議 件		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、（４）を除く報告事項について						
	報告済みとし、（４）については、質疑が多数あること、また質疑の準備に時間を要						
	することから、次回の委員会での継続審査とすることとした。						
	（１）平成 26 年度滝川市病院事業会計補正予算について						
	（２）平成 26 年度国民健康保険特別会計補正予算について						
	（３）平成 26 年度滝川市一般会計補正予算について						
	（４）滝川市子ども・子育て会議中間報告について						
	（５）平成 26 年度介護保険特別会計補正予算について						
	2. その他について						
	なし						
	3. 次回委員会の日程について						
	11 月 25 日（火）午後 3 時 第一委員会室で開催することに決定した。						

平成26年11月20日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年11月12日付け滝議第129号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部次長	石 川 雅 敏
市民生活部次長	田 中 嘉 樹
市民生活部保険医療課長	榎 木 康 人
市民生活部保険医療課長補佐	寺 嶋 悟
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部子育て応援課長	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課主幹	米 澤 敬 子
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課係長	菅 野 尚 美
市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌
市立病院事務部事務課長補佐	澤 田 忠 信
市立病院事務部事務課庶務係長	倉 本 真 吾
市立病院事務部事務課財務用度係長	大 崎 直 樹

(総務部総務課総務係)

第46回 厚生常任委員会

H26. 11. 21 (金) 午後3時
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

（1）平成26年度滝川市病院事業会計補正予算について

（資料）事務課

《市民生活部》

（2）平成26年度国民健康保険特別会計補正予算について

（資料）保険医療課

《保健福祉部》

（3）平成26年度滝川市一般会計補正予算について

（資料）福祉課

（4）滝川市子ども・子育て会議中間報告について

（資料）子育て応援課

（5）平成26年度介護保険特別会計補正予算について

（資料）介護福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第46回 厚生常任委員会

H26.11.21 (金)15:00～

第一委員会室

開 会 15:00

委員長 ただいまから第46回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席。議長に出席をいただいております。傍聴として井上議員が出席、小野議員がおくれてまいります。道新の傍聴を許可しております。

1. 所管からの報告事項について

委員長 早速所管からの報告事項に入らせていただきます。

(1) から (3)、(5) については、議案関連となっておりますので、ご留意願います。

それでは、市立病院より (1)、平成26年度滝川市病院事業会計補正予算についての説明を求めます。

(1) 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算について

鈴木部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、市民生活部より (2)、平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

(2) 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算について

寺嶋課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、保健福祉部より (3)、平成26年度滝川市一般会計補正予算についての説明を求めます。

(3) 平成26年度滝川市一般会計補正予算について

国嶋部次長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水 大きく3点聞きたいのですが、まず資料の一番下の弁護士報酬等基準規定ということで、委託料を特に聞きたいのですけれども、完全勝訴した場合3,000万円から3億円という範囲に入っていたと思うのですが、この判決が確定した後にこういった委託料を支払うと。報酬という言葉も使っておりますが、これについてはこの計算式に基づいたものを基礎として支払うということで丸山弁護士と話をしていたのかということをもまず1点確認をしたいと思います。

それで、このタイミングでこの議案を出されるということについてですが、判決から約半年です。どう考えても、原告側から請求されたタイミングで今行われておりますが、仮にこの請求について時効ということではいえないお

くれてもいいのか。また、例えば請求が1年以上おくれたら、原告側から請求がなくても丸山弁護士と委託の交渉をして支払いをすると、そのような話はどうようになっていたのか。これは、大きな1点目です。

2点目は、この財源ですが、恐らく一般財源ということで、いわゆる市民の血税です。滝川市が2つの基金をつくって2億3,886万円と利息分、これについては滝川市再生基金6,150万6,000円、それと滝川市財政調整基金積み立て分として1億7,914万5,000円、これがいわゆる市の違法な、違法というか首謀者に対する支出の総額分に利子をつけた。これは、もう既にそうやって用意した基金は全てそれぞれの目的に、ほとんどは厚労省、4分の1部分については、財政調整基金にもう積み終わっていると。そうすると、今回の約1,500万円については、それ以外の一般財源、つまり完全な市民の血税から出されるということについて、まず確認をしたいと思います。

それと、私は1,500万円というのは巨額だと思います。こういう金額が予定されていたということを、債権放棄の議案を5月に出しておりますが、このときにわかっていたのか、わかっていなかったのか。金額は特定されないでしょうけれどもおおよそこの程度の金額を、減額率0.7にするか0.5にするか0.3にするかは別として、こういう規模になるということを予定して、あの議案を提案してきたのかということが大きな2点目です。

3点目は、この資料を見ると、原告側については着手金と報酬、それぞれが報酬等基準規定に基づいて算出されていると。市の訴訟代理人については、着手金は載っておりません。よって、この確定までに市の訴訟代理人に支払った、この裁判にかかわる総額は幾らなのか。その中で着手金は幾らで、こういう費用は幾らでというようなものをお伺いいたします。

国嶋部次長

では、まず1点目、報酬の基準、委託料の中身ということですが、丸山弁護士とは、委託契約書を交わさせていただいております。ただ、その内容につきましては、提訴額に応じての報酬基準ということではなくて報酬金、着手金、その都度協議の上というものになっております。それとは別に弁護士の報酬を考えると、その弁護士事務所ごとに報酬基準ということも定めておりますので、当然それが基礎になってきております。

また、タイミングということでございますけれども、もしある程度の時期、半年たってからの原告側からの請求でございましたけれども、年度をまたいでもまだ請求がないような場合については、丸山弁護士と協議して原告側への確認等も踏まえて、また額についてはある程度の高額になると予想しておりましたので、同時期に支払うということは考えてはありました。原告側から請求書として初めて届いたのが10月4日でございます。その中身につきましては、こちらの資料にも記載させていただきましたけれども、当初基準どおりの約1,500万円の請求でございまして、これは5月9日の厚生常任委員会においてもご説明させていただきましたが、まず地方自治法に基づいて支払う必要はあるということ。ただ、請求が来た場合、その請求額の適正さ等については顧問弁護士の意見等を踏まえ、参考にして決定するというご説明をさせていただいております。丸山弁護士と協議の結果、やはり標準ではなく住民訴訟という性格からも考えて、減額の交渉を試みるべきだと助言をいただきまして、丸山弁護士に依頼いたしまして、30パーセントの減額ということになっております。

また、2点目、財源につきましては、約1,500万円という相手側からの請求とい

うことですが、放棄の時点、その時点で金額が幾らかという想定はございません。情報といたしまして、お示したように報酬基準、恐らくはこれをもとにして請求があるだろうなという想定はしておりましたが、過去住民訴訟の弁護士への報酬額を見ましても、その訴訟ごとの内容によってさまざまありますので、その時点では想定はしておりません。

また、3点目、丸山弁護士に要した着手金報酬等の内訳でございますけれども、まず一審、二審、着手金がそれぞれ51万4,500円になります。この基準といたしましては、弁護士への報酬を考える場合、利益額が算定不能な場合、特に住民訴訟の場合のような例に多いのですが、800万円を基準として考えるという考え方がございます。この800万円をもとにした着手金としてそれぞれ一審、二審、51万4,500円になります。また、平成20年以来、公判28回分の日当、旅費、また連絡用の切手、コピー代、実費等で103万4,790円です。計206万3,790円になります。今回補正として提案させていただきます報酬金412万1,604円になりますが、これがその額に加わることになります。補正が成立した場合の合計金額といたしましては、618万5,894円となります。

清 水

債権放棄の議案を出す段階では、金額については想定していなかったということですが、もう既に当時1億三千幾らということですから、この計算式に当てはめれば、10割の場合は1,500万円と、これは出ます。市の訴訟代理人との関係はその都度協議ということですから、これはちょっと違うのかなと思いますが、まずはそれがわかってたのか。この計算式に当てはめて請求してくる可能性があるということは想定していたのかということが1点目。

それと、2点目は、これまで予算委員会や決算委員会でこの訴訟にかかわって顧問弁護士に幾ら払っているのかという質疑が私以外でも何人かされていると思います。着手金という表現を初めて聞いたと思いますが、200万円も払っていたのだと、ちょっと意外な感じがするので、これまでの委員会での答弁との整合性について伺いをしたいと思います。

それと、今回の訴訟にかかわって、まず2つの基金に積んだ2億四千幾らというものについては全額、評価の違いはあれ、一般会計の中で分けてあります。しかし、今回のこの金額というのは全く分けていない。一般財源に完全に侵入するお金だと思うのです。こういったことは問題ないのだと、市民は納得していただけるのだということで議案を出してきたのか伺います。

国嶋部次長

この報酬基準に基づいた請求があるという想定をしていたのかということですが、やはり可能性としては想定はしておりました。ただ、これに基づいての請求になるのか、もしくは私どもでは知り得ない事実でございますけれども、原告団と訴訟代理人との間にまた別途契約書等がありまして、それに基づく金額なのか、それは不明でありますので、ただ私どもが考えられる範囲としては弁護士の報酬基準というものが存在すると、それに基づいての請求もあるかもしれないという可能性は想定しておりました。

次の丸山弁護士にお支払いした着手金等の文言、過去のことですけれども、第1回目が平成20年の話ですので、大変申しわけありません、私が担当していない時期で、文言として着手金という表現を使ったかどうかまでは記憶がありませんけれども、報酬基準、報酬を幾ら払ったかという質疑については、その都度お答えしていると思っております。

また、一般財源について市民に対してということではありますが、今回滝川市に

とっての敗訴部分が出ましたので、原告側からの請求がございました。これが仮に市側が全面勝訴した場合、その場合でもやはり市側の訴訟代理人に対する報酬は発生いたします。この住民訴訟につきましては、これは滝川市が被告として応訴するか、もしくはまた訴訟を進行する際に専門的な知識を持つ弁護士に委託をする、これは事務経費の支出としては適正なものだと判断しております。

委員長
窪之内

ほかに質疑ございますか。

30パーセントの減額というのは、弁護士の報酬基準の中での減額はできるという最高基準が30パーセントということなのかどうかの確認と、委託契約なので、丸山弁護士との関係でいえば、そういうパーセントの基準というのはなく、みずから50パーセントということを示してきたということなのかどうかお伺いします。

国嶋部次長

まず、報酬基準の30パーセントというのは、あくまでも各弁護士事務所等で表示している目安でございます。ですから、その事案の内容については、例えば減額が50、70パーセントになったとしても、それにこだわるものではないと聞いております。あくまでも標準としてお客様に示して、またその事案が、例えば長期にわたる、また証拠調べ等、準備する書面等もかなりの労力を要したという場合は、逆に30パーセントを超えて200パーセント増額になる場合もあり得ると思います。丸山弁護士の報酬につきましては、減額交渉を相手方にした経過もありまして、それ以上自分がもらうわけにはいかないということで50パーセントの減額を申し出ていただいております。また、本来裁判におきましては一審、二審は別審になりますので、一審、二審ごとに着手金、報酬金、着手金、報酬金ということになりますが、一審終了時点においても滝川市の敗訴部分が出たということで、一審の報酬金については丸山弁護士は辞退いただいております。

窪之内

その件についてはわかりました。

先ほど清水委員が言ったこととの財源の関係ですが、基金その他の財源も含めて収支は同じだったと理解していいのか。プラス・マイナスは全く出なかったのでしょうか。その1点お聞きしたいと思います。

国嶋部次長

住民訴訟が提起された場合、被告が滝川市長でございますのでそれに対する応訴等、弁護士費用、事務経費は市の支出となります。今回基金との収支の関係で申し上げますと、弁護士費用については滝川市の支出のみということになります。これは、先ほど申し上げましたように、例えば住民訴訟が提訴され、滝川市、行政側が全面勝訴したと。そういった場合でも経費の持っていく場所はございません。財源もございませんので、その分は支出が出るということになります。

窪之内

そこを聞いたのではなくて、結局住民に負担をさせないということで、基金積み立てをし、それで返していったのだけれども、そういった住民からの寄附などの財源があったわけで、それと返した金額でいえば、プラス・マイナスは本当にゼロだったのか。それで終わったと理解していいのかどうかということなのです。2億3,886万円の国への返済と市への返済のことです。

国嶋部次長

プラス・マイナス・ゼロでございます。それにプラス、弁護士費用としてはプラスで支出があるということでございます。

窪之内

そこでプラス・マイナス・ゼロだったということは、財政課がいないので確認

できないのかなと思うのですが、議員報酬はそういったところの財源には入れなかったはずなので、議員報酬の削減した部分というのは全く入っていないと
 ことを確認したいと思います。

委員長 ご答弁できなければ、これは財政の問題ですので、ご答弁できないということ
 でよろしいです。

国嶋部次長 たしか財政課答弁で議員の削減分については入っていないと答弁をしていたと
 聞いております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(4)、滝川市子ども・子育て会議中間報告についてでございます
 すが、この件につきましては前回、10月23日の委員会におきまして清水委員の
 ほうから中間報告等について、そしてまた本会議においては3回までしか質疑
 はできないということで委員長預かりとさせていただいた件でございます。こ
 の件につきましては、今皆さんのお手元に、中間報告、その他条例案の内容等
 について配付しておりますので、お目通しいただきたいと思いますが、所管の
 ほうから再度説明を求めます。

(4) 滝川市子ども・子育て会議中間報告について
(別紙資料に基づき説明する。)

前田課長 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

清 水 まず、最初の説明のところで、資料の2ページ、②の保育の必要量の認定、こ
 の判断はどこで行い、またその基準等の根拠はどういうものに基づくのかとい
 うのが1点目です。

それと、③の特定地域保育事業、新規認可の予定はなし、あるいは家庭的保育
 についても予定なしということで、念のためというご説明だったわけですが、
 そうなると市内の無認可保育所と言われるところが今3カ所ぐらいはあると。
 それと、いわゆる託児施設がありますよね。こういったことを条例整備するに
 当たって、例えばこれにのっとして小規模保育事業にすれば料金が、その上限
 を上回ってはならないとか恐らく法定の料金というのがあるのだらうと思いま
 すが、そういったことで縛られる、だから一定の金額をもらえるけれども、逆
 にそれに縛られてしまうのでメリットはないというようなことで、ここに新規
 許認可の予定はなしというような見込みを立てているのかということが一つ。

それと④のファミリー・サポート・センター事業など引き続き実施とあります。
 いわゆる家庭的保育事業というのは保育ママということで、一時預かりではな
 くて、本当に3年なら3年間ずっと預かっている方がいらっしゃると思いま
 すが、そのような人たちも新しく申請してくるという可能性をなぜ考えられない
 のか。

それと、滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
 準の13条の国基準の内容のところで、利用者負担額については上乗せして徴収
 をすることができると。ここに特に必要であると認められる場合ということで、
 誰がそれを認めるのか。また、ここは二重丸ですから従うべき基準ですね。従
 うべき基準ということは、これを上回ってもいいのだよと。上回ってもいいと
 いうことは、この内容でいくと上回るとしたら利用者負担額を上乗せして徴収

をすることはできないというような決めはできるのかできないのか。
それと、20条から23条の国基準の内容で、運営規定等の中に利用定員を超えて特定教育・保育を提供してはいけない。ただし、年度中の需要増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は、その限りではないと。これは、参酌基準で地域の実情に応じて全く別のことを決めてもいいと。これもその限りではないということではなくて、例えば現在保育園でやっている、何月までであれば利用者定員の1.5倍まではいいですよとかというようなことを決めることができるのかということと、これもやはりその限りではないということだけれども、誰かに直ちにこれを申請をして、超える、超えないということを判断するという、そういう独自の判断ができるのか。

それと、調理員については一切この定めがないのですが、どういうことなのか。恐らく今の規定があるので、それは条例で定めないということだと思うのですが、そのことについて伺います。

それと、家庭的保育事業に移りますが……

(「議事進行」と言う声あり)

窪之内

実は、資料はきょういただいて説明いただいたばかりで、清水委員が質疑しているところを探すのにも手間取っているという状態もあって、できればきょう資料をいただいたので、時間をもらって質疑する機会をいただいたほうがいいかなと思うのですが、検討していただけないでしょうか。

委員長

清水委員、そのほか何点ぐらい質疑を用意していらっしゃいますか。

清水

今、半分ぐらい終わりました。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:03

再 開 16:08

委員長

それでは、休憩前引き続き会議を再開いたします。

清水委員からの質疑内容等が約20件近くに及ぶということと、また窪之内委員も質疑があるようですので、この場でこれを進めていきますと限りなく時間がかかりますので、この件についての質疑につきましては、次回25日の委員会で質疑を一括して受けたいと思います。

(何事か言う声あり)

委員長

25日の委員会の質疑につきましては、質疑がある場合は通告していただくということよろしいですか。

また、25日は定例会に向けた委員会となりますが、この件につきましては翌日以降調整させていただきまして、委員会を再度開催するということにしたいと思います。

清水

まだ16時なので、私の質疑をできるだけ答弁してもらったほうがいいのではないですか。

委員長

20件近くある質疑と窪之内委員も質疑があり、まだ目を通していないところもあるということですので、ここで質疑を続けると……

(何事か言う声あり)

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:10

再 開 16:13

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今の件につきましては、委員長の提案としまして、25日の委員会でこの案件について質疑を受けたいと思います。そしてまた、25日は4定に向けた委員会で、予定されていたこの案件にかかわる議案関連の報告事項につきましては、28日の午前9時ごろから報告だけを受けるという形に持っていきたいと思いますが、いかがですか。

（「28日の議会前に」と言う声あり）

（「報告だけ」と言う声あり）

委 員 長

それでは、今申し上げましたように、今の案件について質疑が多数あることと窪之内委員が準備したいということですので、この件につきましては25日にスライドさせたいと思います。また、質疑のある方はできるだけ通告という形で書面にてお願いいたします。

25日の委員会で予定されていたこの案件にかかわる議案関連の報告事項につきましては、28日にスライドさせていただきます。時間については、追ってご連絡をするということですのでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、（５）、平成26年度介護保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

（５）平成26年度介護保険特別会計補正予算について

菅野係長

（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

所管の方は退席してよろしいです。

2. その他について

委 員 長

それでは、2、その他について委員から何かございますか。

（なしの声あり）

委 員 長

事務局から何かありますか。

（なしの声あり）

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

3、次回委員会の日程につきましては、先ほど申し上げましたとおり11月25日（火）午後3時から4定に向けた委員会ではありますが、（４）、滝川市の子ども・子育て会議中間報告についての質疑を受けることといたします。

以上で、第46回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 16：18